平成２５年（フ）第２１５号
広島市西区三篠町１丁目７番21―501号
債務者　尾﨑恵美子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１号
福岡県飯塚市相田307番地　市営相田住宅15棟73号、住民票上の住所福岡県宮若市三ケ畑1353番地
債務者　渡邊　豊
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４０号
北海道小樽市銭函２丁目１番８号　須藤アパート２号室
債務者　白府　正弘
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２３号
宮城県大崎市古川中里４丁目１番28号、従前の住所宮城県大崎市古川大幡字道上17番地12
債務者　吉田　敬
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
宮城県遠田郡美里町北浦字高橋５番地７　コーポグラミィ202
債務者　三神　敏夫
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
さいたま市桜区大字下大久保89番地１
債務者　江渡　清明
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
石川県野々市市本町２丁目23番23号
債務者　橋川　雅子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０８号
金沢市松島２丁目78番地　ヴィラ松島205号、従前の住所石川県白山市宮永市町286番地
債務者　三輪　善昭
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
福井市日之出２丁目２番13号
債務者　久保千鶴子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
福井県鯖江市舟津町２丁目４番６－１号、旧住所福井県鯖江市定次町302番地２　フィクトワール福井302―201
債務者　村中　勝義
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
山梨県北杜市須玉町大豆生田804番地１　須玉ニューハイツ102
債務者　渡辺　晃司
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
山梨県甲斐市篠原4102番地　金丸住宅２
債務者　松本末枝子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
山梨県山梨市北27番地
債務者　古屋ふじ美
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
長野県諏訪市大字豊田331番地　八ヶ峰コーポ205
債務者　池上　孝子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１８０号
兵庫県尼崎市東本町２丁目32番地　アヴェニール高田801号
債務者　藤原　亜季
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８１号
兵庫県尼崎市東本町２丁目32番地　アヴェニール高田801号
債務者　藤原　加代
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９２号
兵庫県西宮市奥畑８番37―201号、前住所兵庫県西宮市樋之池町21番10号
債務者　石井　敬子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係